

# 参入企業等が活用できる主な補助事業

令和6年1月時点

| 補助事業名   | 内 容   |
|---|---|
| <p>農地耕作条件改善事業</p> <p>地域計画を策定する区域において耕作条件の改善等を支援</p>                                 | <p>1 相談窓口 市町村</p> <p>2 事業主体 市町村</p> <p>3 事業内容<br/>地域のニーズに応じた区画の拡大や暗渠排水等のきめ細やかな基盤整備や高収益作物への転換，スマート農業などの先進的な営農体系の導入等を支援</p> <p>4 補助率<br/>(1) 定率助成：中山間地域の場合55%以内，奄美の場合60%以内，それ以外は50%以内<br/>定額助成：事業に対する50%程度の定額を助成</p> <p>5 その他<br/>(1) 事業実施区域は，「農振農用地のうち地域計画の策定区域等」が条件<br/>(2) 採択要件<br/>・事業費：200万円以上<br/>・受益者数：農業者2者以上</p> |
| <p>農地利用効率化等支援事業<br/>(融資主体支援タイプ)</p> <p>融資を活用して農業用機械・施設の導入等を行う場合，融資残の自己負担分の一部を助成</p> | <p>1 相談窓口 市町村</p> <p>2 事業主体 市町村</p> <p>3 取組主体 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者</p> <p>4 事業内容<br/>・農産物の生産，加工，流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得，改良，補強又は修繕<br/>・農地等の造成，改良又は復旧</p> <p>5 補助率 【3/10以内】<br/>※ 1経営体当たり上限：300万円<br/>・目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大等を目指す者：600万円<br/>・先進的農業経営確立支援タイプ 個人1,000万円 法人1,500万円</p>                                |
| <p>かごしまの農業未来創造支援事業</p> <p>農業・農村の振興に資する施設等の整備を支援</p>                                 | <p>1 相談窓口 市町村</p> <p>2 事業主体 原則として，市町村，JA，農業公社又は3戸以上の農業者で組織する団体</p> <p>3 事業内容<br/>(1) 新規就農者育成対策<br/>機械・施設等の取得・改良又はリース，家畜の導入，果樹・茶の新植・改植等<br/>(2) 産地づくり対策<br/>栽培施設，共同利用機械・施設，優良品種系統等への改植・高接ぎ<br/>(3) 農村づくり対策<br/>環境施設，加工施設，交流施設</p> <p>4 補助率<br/>(1) 【3/4以内】<br/>(2)，(3) 【1/3以内（奄美大島南部地域は1/2以内）】<br/>※ 補助金額の上限は1,000万円</p> |
| <p>活動火山周辺地域防災営農対策事業</p> <p>降灰等による被害を軽減・防止するため，被覆施設や洗浄施設の整備等を支援</p>                  | <p>1 相談窓口 市町</p> <p>2 事業主体 市町，JA，土地改良区又は農業者の組織する団体等で，原則として農業者3者以上を含む団体</p> <p>3 対象地域 県本土全域</p> <p>4 事業内容 被覆施設（野菜，花き，果樹），洗浄施設（茶，野菜，果樹，葉たばこ），飼料作物収穫調製用等機械施設，土壤矯正等</p> <p>5 補助率 被害激甚地域【75%以内】<br/>(旧鹿児島市，旧桜島町，旧吉田町，旧福山町，垂水市，旧輝北町)<br/>一般地域【65%以内】<br/>(上記以外)</p>   |

※ 補助事業の活用については，事業毎に詳細な要件を満たす必要があることから，必ず事前に市町村へ御相談をしてください。

## 参入企業等が活用できる主な補助事業等（市町村等）

令和6年1月時点

| 市町村名 | 事業名          | 事業内容   | 要件等  | 補助率等  | 問合せ先                                |
|------|--------------|--|--|---|-------------------------------------|
| 鹿児島市 | 新規就農者研修事業    | 就農が現実的となってきた方に対して、営農に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、3ヶ月から6ヶ月間の実践研修を行うもの              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する18歳以上50歳未満の者（特例あり）</li> <li>・研修終了後、本市内で野菜又は花き等の栽培に従事し、これを生業とする意欲ある者</li> <li>・研修の全過程に参加可能である者</li> </ul>        | 無料  | 鹿児島市農政総務課担い手育成係<br>TEL:099-216-1515 |
|      | よみがえれ農地事業    | 農業振興地内の遊休農地を、借り手等が重機等を用いて再生利用する経費について助成する。                                 | <p>市内に住所を有し、農業生産活動を行う個人又は法人で、次に掲げる要件をいずれも満たすもの。</p> <p>①貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転によって農地の再生作業後5年以上耕作する者。<br/>②総事業費が200万未満であること。<br/>③土木・建設業者等による重機を用いた再生作業であること。</p> | <p>1/2以内<br/>（人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は地域計画に位置付けられた担い手）</p> <p>1/3以内<br/>（上記以外）</p>  | 鹿児島市農政総務課企画係<br>TEL:099-216-1334    |
|      | 農地流動化対策事業    | 農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、認定農業者・新規就農者・認定新規就農者が行う農地の貸し借りに対して助成を行う。 | 貸し手については、市内に住所を有する農業者、借り手については、市内に住所を有する認定農業者・新規就農者・認定新規就農者のいずれかの者。  | 10a当り<br>2,000～40,000円<br>※貸借期間、現況地目等により単価が異なる。   | 鹿児島市農政総務課企画係<br>TEL:099-216-1334    |
| 日置市  | 遊休農地解消事業費補助金 | 市内に所在する遊休農地に利用権を設定、又は売買で取得し、遊休農地の解消を行った農業者等に対し、補助金を交付                      | 次に掲げる要件を全て満たす者。<br>①市内に住所または所在地を有すること<br>②当該事業が他の補助金等の交付を受けていないこと<br>③事業を実施した年度から起算して3年以上継続して当該農地の耕作を行うこと  | <p>①事業を委託して施工する場合3千円/1a当たり</p> <p>②事業を自ら施工する場合(重機等の借上げで施工)2千円/1a当たり</p> <p>③事業を自ら施工する場合(重機等の借上げをしない)千円/1a当たり<br/>(上限20万円)</p> | 日置市農業委員会<br>TEL:099-274-2124        |

| 市町村名  | 事業名                | 事業内容   | 要件等  | 補助率等  | 問合せ先                              |
|-------|--------------------|--|--|---|-----------------------------------|
| 枕崎市   | 枕崎市認定農業者等担い手育成対策事業 | 新規に導入する農業機械（1台あたりの購入経費が50万円以上であり、耐用年数が5年以上のものに限る。）の購入経費、又は借上げに係る費用 | 市内に住所を有し（法人にあっては、本店又は主たる事業所を有する者）、経営面積が10アール以上である、下記のいずれかに該当する者<br>(1) 認定農業者<br>(2) 認定新規就農者<br>(3) 集落営農法人  | 補助率は対象経費の1/2以内とし、上限100万円  | 枕崎市農政課<br>TEL :<br>0993-76-1185   |
|       |                    | 新規に耕作放棄地を取得し、又は借り受け、事業を実施する年度から起算して3年間以上継続して耕作するための、農地再生活動に係る経費    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託施工<br/>3千円/a</li> <li>・自己施工（重機借上げ有りの場合）<br/>2千円/a</li> <li>・自己施工（重機借上げ無しの場合）<br/>1千円/a<br/>(上限200千円)</li> </ul> |                                   |
|       | 枕崎市鳥獣被害防止施設整備事業    | 農作物への被害の防止及び軽減を図るため、農地に電気柵その他の必要な施設（電気柵等）を整備する経費                   | 市内に住所を有する個人又は法人で、販売することを目的として耕作している市内の概ね10a以上の農地に電気柵等を整備する経費   | 補助率は対象経費の1/3以内とし、上限3万円  |                                   |
| 南さつま市 | 遊休農地解消対策奨励金交付事業    | 市内に所在する遊休農地に利用権を設定、又は売買で取得し、遊休農地の解消を行った個人及び団体に対し、奨励金を交付            | ・対象となる面積は3a以上で、5年以上の耕作が必要  | 10a当り2万円を交付（20円/m <sup>2</sup> ）  | 南さつま市農業委員会<br>TEL:0993-76-1707    |
| 南九州市  | 南九州市遊休農地等活用条件整備事業  | 遊休農地の活用を図るため、簡易なほ場整備を行う認定農業者等に対して補助金を交付する                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者及び人・農地プランに掲載されている中心経営体</li> <li>・遊休農地等を整備し、売買又は貸借し、5年以上継続して耕作すること</li> </ul>   | 10a当り10万円の3分の1以内、上限20万円   | 南九州市農業委員会<br>TEL:0993-36-1111（代表） |
| 指宿市   | 指宿市遊休農地再生事業        | 遊休農地等を活用して農業生産性の向上を図る目的で農地の再生事業を行う認定農業者等に対して補助金を交付                 | <p>下記の要件を満たす個人又は法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地を農業経営基盤強化促進法等に基づき、売買又は賃借した者</li> <li>・再生事業を実施しようとする認定農業者・認定新規就農者等又は申請時点において「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として掲載のある者</li> <li>・当該再生事業を行う農地を事業実施後5年以上継続して営農すると見込まれる者</li> </ul> | 10a当たり3万円を限度とする<br>ただし、10a当たり3万円未満の経費で再生事業が実施されるときは、その額を限度とする<br>また、同一の農地に対する補助金の交付は1回限りとする   | 指宿市農業委員会<br>TEL:0993-22-2111      |

| 市町村名 | 事業名                | 事業内容   | 要件等   | 補助率等   | 問合せ先                                 |
|------|--------------------|--|---|--|--------------------------------------|
| 阿久根市 | 阿久根市農作物鳥獣害防止施設整備事業 | 鳥獣の被害防止の用に供する防護柵及び防鳥網の設置に要する経費に対し、補助金を交付               | 市内の農業者であって、5アール以上の農地及び竹林において防護柵又は防鳥網を設置する者  | 補助対象経費の1/2以内<br>①出荷実績のない個人<br>限度件数：1件/年度<br>限度額：3万5千円/件<br>②出荷実績のある個人・3戸以上の隣接する農地等の所有者又は耕作者で組織された団体<br>限度件数：1件/年度<br>限度額：7万円/件<br>③法人・認定農業者<br>限度件数：2件/年度<br>限度額：7万円/件 | 阿久根市農政課<br>TEL:0996-73-1142          |
|      | 阿久根市耕作放棄地解消対策事業    | 耕作放棄地を利用して農業生産活動を行う農業者又は農業者の組織する団体に対し、耕作準備に要する経費の一部を助成 | 新規に耕作放棄地を取得し、又は借り受け、事業を実施する市内の農業者等<br>※事業実施後3年間以上継続して耕作すること   | ①耕作準備に係る補助金<br>・草刈等<br>補助対象経費の1/2以内（上限額：2万円/10アール）<br>・障害物除去、抜根整地等<br>補助対象経費の1/2以内（上限額：10万円/10アール）<br>②農業生産活動に係る補助金<br>5万円/10アール                                       | 阿久根市農政課<br>TEL:0996-73-1142          |
|      | 阿久根市子牛生産出荷奨励事業     | 子牛を出荷する市内の畜産農家に対し、補助金を交付                               | 市内の畜産農家   | 出荷された子牛1頭につき3千円  | 阿久根市農政課<br>TEL:0996-73-1142          |
|      | 阿久根市内産素畜導入事業       | 市内に住所を有する農家及び農事組合法人が行う肥育用和牛の導入を助成                      | 市内の畜産農家   | 導入した素畜1頭につき1万円   | 阿久根市農政課<br>TEL:0996-73-1142          |
| 始良市  | 市単独営農活性化条件整備事業     | 農業用機械、被覆施設、付帯施設導入に係る経費の一部を助成                           | ・市の区域内に住所を有し、かつ、経営農地の過半が市の区域内にあること<br>・本市認定農業者の会に属している認定農業法人、認定農業者の会に属している者で組織された集落営農組織、認定農業者の会に属している認定農業者3戸以上で構成する団体 | ①受益面積<br>・野菜、花きの場合：0.1ha以上<br>・水稻、飼料作物、果樹等の場合：1.0ha以上<br>②総事業費<br>30万円以上200万円以下（申請時）   | 始良市農政課農政係<br>TEL:0995-52-1211（内線220） |

| 市町村名 | 事業名               | 事業内容   | 要件等  | 補助率等  | 問合せ先                                  |
|------|-------------------|--|--|---|---------------------------------------|
| 湧水町  | 園芸作物チャレンジ支援事業費補助金 | 比較的高い収入が期待できる園芸作物の生産を支援することにより、農家の経営安定を図るため対象作物の栽培に係る種苗購入費に対して補助金を交付                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する者</li> <li>・販売を目的として新たに補助対象作物を0.5アール以上栽培する農業者</li> <li>・町税等の滞納がない者</li> </ul> <p>補助対象作物は湧水町の戦略作物（白ネギ、ゴーヤ、キャベツ及びゴボウ）を除く園芸作物</p>            | 設置に係る資材費の2分の1<br>ただし、補助金限度額は原則として1経営体当たり10万円に消費税等を加算した額とする  | 湧水町産業振興課農政係<br>TEL:0995-74-3111       |
|      | 湧水町金山白ネギ振興対策事業    | 金山白ネギの生産振興と農家所得の向上及び経営の安定化を図るため、育苗に要する経費及び生産機械等の整備に対して補助金を交付                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町の野菜振興会に加入する農業者及び営農集団</li> <li>・町税に未納がないこと</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・育苗補助1/2以内(農協から購入した箱苗代)</li> <li>・機械整備事業1/3以内(生産計画面積により、事業限定額の設定あり)</li> </ul>   | 湧水町産業振興課農政係<br>TEL:0995-74-3111       |
| 伊佐市  | 伊佐市園芸産地継続支援事業     | <ol style="list-style-type: none"> <li>①購入苗代もしくは育苗経費の一部助成</li> <li>②機械導入経費の一部助成</li> </ol> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規、面積拡大の取組みであること。</li> <li>・販売実績があること。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・①は経費の2分の1以内：上限15万円(面積要件あり)</li> <li>・②は経費(20万円以上)の2分の1：上限50万円</li> </ul>  | 伊佐市役所農政課農業政策係<br>TEL:0995-23-1311(代表) |
|      | 伊佐市肉用牛規模拡大事業      | 繁殖雌牛を農家へ一定期間貸付け、償還終了後に譲渡。自家保留牛も対象。   | ・市税の納入状況が良好で貸付が必要な方  | 育成牛は6年間、成牛は3年間の貸付で、1頭当たりの貸付上限額は50万円。貸付(枠)最大8頭まで。  | 伊佐市役所農政課畜産係<br>TEL:0995-23-1311(代表)   |
|      | 伊佐市特定優良種雌牛保留導入事業  | 肉用牛の増頭及び維持で市場の出場頭数の安定化を図り、且つ、質の高い雌子牛を市内に保留・導入するものに補助金を交付。                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・薩摩中央家畜市場に出場する子牛で、子牛展示会(さつま町・薩摩川内市)・品評会(伊佐市)において保留牛及び秀賞牛に指定された産子であること。</li> <li>・市税の納入状況が良好な方。</li> <li>・対象牛は特別な理由がない限り3年間以上飼養することができる方。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・品評会等で保留牛に指定され自家保留した場合：15万円</li> <li>・品評会等で秀賞牛に指定され自家保留した場合：7万円</li> <li>・品評会等で保留牛又は秀賞牛に指定され、市場で導入(本人を含む)した場合及び月雌平均価格との差が1万以上あった場合(消費税は含まない)：平均価格との差額の1万円未満を切捨てた額(上限20万円)</li> </ul> | 伊佐市役所農政課畜産係<br>TEL:0995-23-1311(代表)   |
|      | 牛舎施設整備事業          | 繁殖牛飼養農家の増頭や飼養環境改善(分娩室や子牛育成牛舎)のための牛舎整備を支援。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の納入状況が良好な方。</li> <li>・おおむね5年以内に建築面積に応じた規模拡大が見込まれる方。</li> <li>・分娩室や子牛育成牛舎を整備することにより収益性の向上が見込まれる方。</li> </ul> <p>(ほか要件あり)</p>                      | 1/3以内、上限50万円  | 伊佐市役所農政課畜産係<br>TEL:0995-23-1311(代表)   |

| 市町村名 | 事業名                    | 事業内容   | 要件等   | 補助率等  | 問合せ先                            |
|------|------------------------|--|---|---|---------------------------------|
| 鹿屋市  | 鹿屋市遊休農地解消対策事業          | 農地法又は農業経営基盤強化促進法による所有権移転、賃借権設定を行った遊休農地を解消する経費の一部を助成  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する農業者等</li> <li>・農用地区域内にある遊休農地で、面積が10a以上または自作地と接続する農地</li> <li>・新規に農地法又は農業経営基盤強化促進法による所有権移転、賃借権設定を行った農地</li> <li>・除伐、プラウ耕、ロータリー耕等により耕作可能な農地に再生すること</li> <li>・市税の滞納がないこと</li> </ul> | ①（本人施工）<br>限度額1万円（10a当）、限度額又は事業費のいずれか低い額<br>②（業者施工）<br>限度額1万5千円（10a当）、限度額又は事業費のいずれか低い額                  | 鹿屋市農業委員会<br>TEL:0994-31-1131    |
| 垂水市  | 垂水市荒廃農地再生促進事業          | 荒廃農地の増加に伴い周辺農地で発生する病害虫被害を防止するとともに、当該農地が生産性向上を目的とした農地集積等の妨げにならないよう、荒廃農地を再生利用する取組や、営農開始後のフォローアップ等を支援する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借により当該農地を再生し5年以上継続して営農することが見込まれる農業を営む個人、法人及び集落営農等団体</li> </ul>   | 補助額<br>4万円以内/10a  | 垂水市農林課振興係<br>TEL:0994-32-1224   |
|      | 垂水市有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金 | 有害鳥獣被害防止施設等（電気柵、金網、防鳥網その他の資材を用いて有害鳥獣の耕作農地等への侵入を防止する施設又は設備）の資材購入費に対する助成   | 市内に住所を有し、本市の区域内において営農している個人及び法人で以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> <li>・認定新規就農者又はこれに準ずる者</li> <li>・販売を目的として農業経営を行っている農業者であって、その経営耕地面積が10アール以上であり、直近一年間の農畜産物販売額が50万円以上である者</li> </ul>                | 補助率 1/2以内<br>上限額<br><b>【法人】</b><br>10万円<br><b>【個人】</b><br>認定農業者<br>5万円<br>認定新規就農者<br>5万円<br>上記以外<br>3万円 | 垂水市農林課振興係<br>TEL:0994-32-1224   |
| 東串良町 | 東串良町農業用施設立地促進事業        | 農業用施設の新設等を行う企業に対する固定資産税の減免措置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町と協定を締結する企業</li> <li>・投下固定資産総額が5,000万円以上の農業用施設</li> </ul>   | 5年間の全額免除  | 東串良町農林水産課<br>TEL:0994-63-3123   |
| 肝付町  | 肝付町就農者経営支援事業補助金        | 生産性向上の取り組みのための条件整備に要する以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウス建設に係る経費</li> <li>・ハウスの附帯設備に係る経費</li> <li>・圃場整地に係る経費</li> <li>・圃場内の排水等の機能を向上させる経費</li> <li>・その他、生産する農地に係る経費で生産性向上が図れる経費</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者または認定新規就農者</li> <li>・町内に住所を有していること</li> <li>・町税等に未納がないこと</li> </ul>  | 対象経費の1/2以内、上限50万円   | 肝付町農業振興課農政係<br>TEL:0994-65-8417 |

| 市町村名 | 事業名                   | 事業内容   | 要件等   | 補助率等   | 問合せ先                               |
|------|-----------------------|--|---|--|------------------------------------|
| 肝付町  | 肝付町営農振興事業             | 園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整の取り組みに要する機械や機材を整備する経費に助成<br>・専用機械及び専用機材、専用アタッチメントに係る経費<br>【認定新規就農者のみ】<br>・耕耘用機械<br>・薬剤散布用機械 | ・認定農業者、認定新規就農者、集落営農<br>・町内に住所を有していること<br>・町税等の未納がないこと<br>・野菜・果樹・花き・水稲・雑穀、いも類、豆類・工芸作物生産者   | 対象経費の1/2以内、上限50万円  | 肝付町農業振興課農政係<br>TEL:0994-65-8417    |
| 曾於市  | 園芸振興事業                | 野菜、普通作、花き、果樹、たばこ等の推進品目を対象として、環境にやさしい生産の推進、高品質安定生産の推進及び省力化・低コスト化の推進を図るために必要な施設・資材・機械・器具の整備等の実施                                | ・市内に住所を有し、居住する者又は団体<br>・市が実施する各事業等に協力する者<br>・国県補助事業で採択可能なものは除く  | 対象事業費の1/3以内、上限100万円（ハウスのみ）   | 曾於市農政課営農推進係<br>TEL:0986-76-8808    |
| 志布志市 | 志布志市農業経営収入保険加入推進事業補助金 | 農業経営収入保険への加入を推進する。   | 市内に住所を有する農業経営主（市内に本店の所在地を有する法人を含む。）であつて、かつ、市税等を滞納していない者で、令和2年度以降に農業経営収入保険に加入したもの。ただし、保険方式の補償割合及び支払率が、70パーセント以上を選択した場合に限る。   | 農業経営収入保険に加入した農業経営主の直近5年を限度とする青色申告によって算定された農業経営収入保険における対象収入額を平均した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）<br>(1) 事業期間中初めて加入した年度（上限15万円）<br>0.5パーセント<br>(2) 事業期間中初めて加入した年度の翌年度及び翌々年度（上限10万円。ただし、継続して加入している場合に限る。）<br>0.3パーセント | 志布志市役所農政畜産課農政係<br>TEL:099-474-1111 |
| 大崎町  | 大崎町次世代担い手確保・支援事業      | 町内で農業を営む新規就農者の初期投資の軽減及び経営の早期安定を図るため、新規就農者が行う以下の事業の助成を行う。<br>(1) 空きハウスの修繕<br>(2) ハウス新規設置に係る費用                                 | ・認定新規就農者<br>・町内に住所を有し、町内で農業を営む予定の者<br>・申請者及び世帯全員について、町税の滞納がないこと<br>・事業内容について、単年度で完了すること<br>・事業の対象になる設備は、原則として残存耐用年数が概ね5年以上。※中古資材を活用して施設を整備する場合は、整備により上記の耐用年数以上の利用が見込まれる場合はその限りではない。 | ・新規就農者が自らの経営において使用するものに係る修繕、設置に要した費用の2分の1以内（※限度額あり）<br>修繕：町推奨作物（ピーマン）50万円/それ以外の作物25万円<br>新規設置：町推奨作物（ピーマン）100万円/それ以外の作物50万円）  | 大崎町農林振興課営農推進係<br>TEL:099-476-1111  |

| 市町村名 | 事業名             | 事業内容   | 要件等  | 補助率等   | 問合せ先                               |
|------|-----------------|--|--|--|------------------------------------|
| 西之表市 | さとうきび反収向上対策事業   | 市農業振興公社への作業委託に掛かる料金の一部助成<br>①土壌改良作業<br>②植付作業<br>③中耕、培土、薬剤散布作業  | 市内在住のさとうきび生産者及び新規作付希望者                               | 1/3以内  | 西之表市農林水産課<br>TEL:0997-22-1111      |
| 南種子町 | 土壌分析支援          | 土壌の診断・分析を行い合理的な施肥並びに土壌改善を普及推進し、土地生産力を高め、農業所得の向上と農業経営の安定を支援   | 町内に住所を有し、居住する者                                       | 無料   | 南種子町総合農政課農業振興係<br>TEL:0997-26-1111 |
|      | 肉用牛貸付基金事業       | 優良繁殖雌子牛及び繁殖牛を貸し付けることにより、肉用繁殖雌牛の改良促進と畜産経営の安定を支援   | ・町内に住所を有し、居住する者<br>・肉用繁殖雌牛の改良に意欲があり、適切な飼養管理が可能なる者    | ・優良繁殖雌子牛せり価格70万円<br>・繁殖牛は、せり価格80万円                                     | 南種子町総合農政課畜産振興係<br>TEL:0997-26-1111 |
| 屋久島町 | 認定農業者支援補助金      | ・国・県の補助事業又は融資を活用して機械・施設等の整備を行う場合の費用の自己負担分を助成<br>・複式簿記、経営管理等経営改善のための機器を購入する場合の自己負担分を助成<br>・先進地での技術取得に係る費用 | 認定農業者<br>認定新規就農者                                     | 2分の1以内（上限30万円）   | 屋久島町産業振興課技術支援係<br>TEL:0997-43-5900 |
|      | 屋久島町鳥害対策補助金     | 果樹、野菜等の栽培でヒヨドリ等の鳥害から農作物を保護するために購入するサンテ、防鳥網などの購入費用の一部助成をする。   | ・町内に住所を有し、居住する者<br>・経営面積30 a 以上もしくは農産物販売金額が50万円以上の農家 | 3分の1以内（上限3万円）  | 屋久島町産業振興課技術支援係<br>TEL:0997-43-5900 |
|      | 屋久島町果樹苗木購入事業    | 果樹(ぼんかん・たんかん)苗木10本以上購入に対して、購入費用の一部助成   | ・町内に住所を有し、居住する者<br>・経営面積30 a 以上もしくは農産物販売金額が50万円以上の農家 | 3分の1以内（上限5万円）  | 屋久島町産業振興課技術支援係<br>TEL:0997-43-5900 |
| 奄美市  | 農業研修センター研修事業    | 農業の基礎知識及び栽培技術の習得等（原則2年間）   | ・本市に住所を有する者<br>・研修開始日の年齢が18歳から60歳以下の者                | 研修に係る経費は原則 市負担<br><br>※日額5,800円の研修助成金あり。ただし、農業研修生を助成する他の制度との重複支給は行わない。 | 奄美市農林水産課営農指導係<br>TEL:0997-52-1111  |
|      | 重点品目生産拡大対策助成事業  | カボチャ及び実エンドウ栽培の資材及び種子購入費の一部助成   | 奄美市に在住するカボチャ・実エンドウ共販農家で、JAを通じて資材を購入した者               | 4/10以内   | 奄美市農林水産課営農指導係<br>TEL:0997-52-1111  |
|      | 奄美大島選果場利用促進助成事業 | 奄美大島選果場の利用料金を助成  | 奄美市に住所を有する、奄美大島選果場利用者                                | 選果手数料26円/kg助成（良品以上対象）  | 奄美市農林水産課管理係<br>TEL:0997-52-1111    |



| 市町村名 | 事業名                 | 事業内容   | 要件等  | 補助率等  | 問合せ先                               |
|------|---------------------|--|--|---|------------------------------------|
| 奄美市  | 奄美市重点品目生産向上対策事業     | 畜産用簡易資材購入費の一部助成  | 奄美市内に居住する主として農業を営む者  | 1/3以内   | 奄美市農林水産課営農指導係<br>TEL: 0997-52-1111 |
|      | 奄美市肉用牛導入事業          | 繁殖雌牛と雌牛導入にかかる費用の一部(上限17万円/頭)を6年間貸し付けた後、繁殖雌牛を譲渡                               | 繁殖雄牛購入価格と購入に要した諸経費の合計額が35万円以上の者。                             | 貸し付け上限額17万円/頭(6年間)  |                                    |
|      | 肉用牛生産性向上支援事業        | 母牛登録審査で一定以上の成績を収めた優良な繁殖雌牛に対し、助成を行う。  | 奄美市に住所を有し、対象家畜を善良な管理をもって飼養するもの                               | 登録点数(頭)<br>83点以上 100千円<br>82点以上 75千円<br>81点以上 20千円            |                                    |
|      | 豚増頭支援対策事業           | 母豚及び種豚の増頭に対し補助金を交付   | 奄美市に住所を有し、当該年度において母豚及び種豚を増頭した農家                              | 母豚の増頭: 2万円以内/頭<br>種豚の増頭: 1.5万円/頭                              |                                    |
| 宇検村  | うけんブランド確立事業         | あまみ農協で共販・委託選果を通し、品質:良以上のたんかんに対して選果手数料の助成。委託選果に関しては村独自デザインのだんボールの配布と出荷助成金を助成。 | ・村内でたんかんを生産している農家<br>・村税等を完納していること                           | 選果手数料: 1kg当たり26円<br>委託選果を通したたんかんに対してだんボールの配布出荷助成金: 1kg当たり100円 | 宇検村産業振興課<br>TEL: 0997-67-2215      |
|      | 宇検村パイプハウスリース事業      | 農業用パイプハウス(K6N型1棟)を7年間リースし、期間満了後は借受人へ譲渡                                       | ・村内在住で60歳以下の者<br>・村税等を完納していること<br>・設置する土地は借受人が準備すること<br>・その他 | 月額リース料10,000円   | 宇検村産業振興課<br>TEL: 0997-67-2215      |
|      | 宇検村鳥獣対策資材購入費補助金交付事業 | 村内農家を対象に農地への鳥獣被害対策用資材を購入した際に10万円を上限とし、購入金額の半額を助成                             | ・村内在住農家<br>・村税等を完納していること                                     | 10万円を上限とし、購入金額の半額を助成  | 宇検村産業振興課<br>TEL: 0997-67-2215      |
| 瀬戸内町 | 農業・農村対策事業           | 荒廃農地の解消(重機による伐採、簡易な整地等)  | ・瀬戸内町内の農業者又は農地所有適格法人<br>・町が定める重点・推進品目が対象(特例あり)               | 3万円/10aの自己負担(それ以外に係る経費は不要)                                    | 瀬戸内町農林課農政係<br>TEL: 0997-72-1174    |
|      | 営農支援センター研修事業        | 農業の基礎知識及び栽培技術の習得等(1年間)   | ・町内在住者、研修終了後町内で就農を行うこと<br>・60才未満(特例措置あり)<br>・その他             | 研修に係る経費は全て町負担   | 瀬戸内町農林課営農畜産係<br>TEL: 0997-72-1174  |
|      | 果樹産地育成支援事業          | 町の重点振興品目の果樹(たんかん、津之輝、アボカド)苗木購入費の半額助成   | ・町内在住の農家<br>・瀬戸内町農業振興会の加入者<br>・その他町が認める生産者団体                 | 苗木購入費の2分の1以内  | 瀬戸内町農林課農政係<br>TEL: 0997-72-1174    |

| 市町村名 | 事業名               | 事業内容   | 要件等  | 補助率等  | 問合せ先                            |
|------|-------------------|--|--|---|---------------------------------|
| 龍郷町  | 荒廃農地解消事業          | 荒廃農地の再生作業（伐採・集積・耕耘等）に係る経費の一部を補助  | ・町内在住農家<br>・町税等を完納していること<br>・賃借契約により3年以上営農すること                         | 経費の1/2<br>または<br>15,000円/a上限                                | 龍郷町農林水産課<br>TEL:0997-69-4524    |
|      | 龍郷町重点品目生産拡大対策補助事業 | カボチャ栽培の資材及び種子購入費の一部助成  | ・町内に在住するカボチャ共販農家で、JAを通じて資材を購入した者                                       | 経費の1/2以内  | 龍郷町農林水産課<br>TEL:0997-69-4524    |
|      | 龍郷町たんかん販売対策支援事業   | あまみ農協へたんかんの共販・委託選果にかかる費用（選果料、選果利用料、集荷運賃）の助成  | ・名瀬朝戸選果場の光センサーを通し「良品」以上の階級であること<br>・本町在住のJA果樹部会員                       | 対象経費の全額   | 龍郷町農林水産課<br>TEL:0997-69-4524    |
|      | 龍郷町肉用牛導入事業        | 本町が繁殖雌牛を計画的に購入し一定期間貸し付けた後、導入者へ譲渡   | ・繁殖雌牛購入価格と購入に要した諸経費の合計額  | 限度額60万円/頭   | 龍郷町農林水産課<br>TEL:0997-69-4524    |
|      | 畜産用簡易資材購入補助事業     | 畜産用簡易資材の一部助成   | ・町内に在住する畜産農家で、JA等を通じて資材を購入した者  | 経費の1/2以内  | 龍郷町農林水産課<br>TEL:0997-69-4524    |
|      | 龍郷町堆肥助成事業         | 堆肥購入費用の一部助成  | ・町内在住農家<br>・町税等を完納していること<br>・町内に農地を所有する農家                              | 堆肥1袋につき、<br>認定農家 5,000円<br>農協生産部会員<br>3,000円<br>一般農家 1,000円 | 龍郷町農林水産課<br>TEL:0997-69-4524    |
|      | 龍郷町苗木助成事業         | 苗木購入費用の一部助成  | ・町内在住農家<br>・町税等を完納していること<br>・町内に農地を所有する農家                              | 購入費用の1/2以内  | 龍郷町農林水産課<br>TEL:0997-69-4524    |
|      | 龍郷町パイプハウスリース事業    | 農業用パイプハウス（K6N型1棟）を7年間リースし、期間満了後は借受人へ譲渡   | ・町内在住で60歳以下の者<br>・町税等の未納がないこと<br>・設置する土地は借受人が準備すること<br>・その他町長が必要と認めること | 月額リース料<br>10,000円   | 龍郷町農林水産課<br>TEL:0997-69-4524    |
|      | 鳥獣被害対策実践事業        | イノシシ侵入防止柵（ワイヤーメッシュ）の資材助成   | ・町内のほ場で営農している農家及び農地の所有者<br>・町税等を完納していること                               | 無料  | 龍郷町農林水産課<br>TEL:0997-69-4524    |
| 喜界町  | 喜界町地域園芸活性化事業      | ①ビニルハウス<br>②防風ネット整備<br>③動力噴霧器、管理機整備<br>④植付機<br>⑤収穫台車<br>⑥町推進露地野菜栽培に係る資材補助<br>⑦防風樹苗補助 | ・園芸作物の出荷を前提とした栽培を行う者<br>・税金等の滞納がない者<br>・定款にて農業事業を謳っていること<br>・その他要件有り   | ①、③～⑦：2分の1以内（ただし<br>①上限500万円<br>③上限10万）<br>②：3分の2以内         | 喜界町営農支援センター<br>TEL:0997-65-0692 |

| 市町村名 | 事業名           | 事業内容  | 要件等   | 補助率等                                | 問合せ先                                     |
|------|---------------|---|---|-------------------------------------|--|
| 喜界町  | ゴマ機械助成事業      | バインダー，選別機（トウミ），播種機，管理機の購入費助成  | ・税金等の滞納がない者<br>・定款にて農業事業を謳っていること<br>・ゴマを栽培している生産者，又は新たに行う者    | 3分の1以内（上限は15万円）                     | 喜界町役場農業振興課<br>TEL:0997-65-3689           |
|      | 喜界町遊休農地解消対策事業 | 荒廃農地の再生作業（草刈り・抜根・耕耘等）に係る経費の一部を補助  | ・農家基本台帳に登載されている者<br>・農地として利用できるよう整備する者<br>・農業委員会が遊休農地として認めた農地 | 35,000円/10a                         | 喜界町役場農業振興課（農業委員会）<br>TEL:0997-65-3692    |
| 徳之島町 | 遊休農地等解消事業     | 遊休農地を借り受けて農業生産の向上を図る目的で簡易な土地条件整備事業について支援  | 人・農地プランに位置付けられた中心経営体  | 2万円/10a（上限10万円）                     | 徳之島町農林水産課農政係<br>TEL:0997-82-1150（内線321）  |
|      | 園芸施設機械等補助事業   | 生産基盤を強化するとともに付加価値の高い農業生産の推進に必要な対策を支援<br>①農業機械及び農業用施設の整備<br>②集出荷施設の整備<br>③ハウスの整備 | 実施要綱による   | ①2分の1以内（上限10万円）<br>②③1/2以内（上限100万円） | 徳之島町農林水産課農産係<br>TEL:0997-82-1150（内線323）  |
|      | 優良雌牛自家導入事業    | 優良雌牛自家保留による増頭の取組を支援   | 農業者   | 10万円/頭（上限1農家2頭）                     | 徳之島町農林水産課畜産係<br>TEL:0997-82-1150（内線322）  |
|      | 畜産振興事業        | 小規模農家を中心に機械器具等（子牛ハッチ、スタンション等）の購入費用を助成   | 畜産農家  | 購入費用の1/2以内                          | 徳之島町農林水産課畜産係<br>TEL:0997-82-1150（内線322）  |
| 天城町  | 農地再活性化支援事業助成  | 遊休地，耕作放棄地の開墾（さとうきび作限定）  | さとうきび農家   | 経費の2/3以内もしくは定額助成（上限51,800円/10a）     | 天城町農政課糖業係<br>TEL（直通）0997-85-5262         |
|      | 自家保留・導入助成事業補助 | 自家保留，繁殖素牛導入   | 畜産農家  | 自家保留牛 10万円<br>繁殖素牛 10万円             | 天城町農政課畜産係<br>TEL（直通）0997-85-5249         |
|      | 園芸品目管理機械導入補助  | トラクター用植付機・堀取機・穴掘機   | 園芸農家  | 40%以内助成                             | 天城町農政課園芸係（農業センター）<br>TEL（直通）0997-85-2214 |
| 伊仙町  | 伊仙町肉用牛特別導入事業  | 1頭導入につき導入代金の30万円まで貸付（無利子・5年償還）  | ・全畜産農家<br>・町内に住所を有し，居住する者<br>・町税等に未納がないこと                     | 上限30万円/1頭                           | 伊仙町経済課畜産係<br>TEL:0997-86-3111            |
|      | 畜産資材導入補助事業    | 畜産資材であるカウハッチ・スタンション，監視カメラ，牛温恵，シリンダーカッタの導入補助                                     | ・全畜産農家<br>・町内に住所を有し，居住する者<br>・町税等に未納がないこと                     | 2分の1                                | 伊仙町経済課畜産係<br>TEL:0997-86-3111            |

| 市町村名 | 事業名            | 事業内容   | 要件等  | 補助率等                               | 問合せ先                              |
|------|----------------|--|--|------------------------------------|-----------------------------------|
| 伊仙町  | 優良種雌牛増頭奨励事業    | 自家保留もしくはセリ市購入により、増頭した畜産農家に対し、奨励金の交付                        | ・町内に住所を有していること<br>・町税等の未納がないこと<br>・畜産に関する申告をしていること | 10万円/1頭<br>※年間3頭上限                 | 伊仙町経済課<br>畜産係<br>TEL:0997-86-3111 |
|      | 土壌分析支援         | 土壌の診断・分析を行い合理的な施肥並びに土壌改善を普及推進し、土地生産力を高め、農業所得の向上と農業経営の安定を支援 | ・町内に住所を有し、居住する者                                    | 無料                                 | 伊仙町農業支援センター<br>TEL:0997-86-2711   |
|      | 園芸品目資材導入補助     | 実えんどう、かぼちゃ資材助成   | ・園芸農家  | 50%以内助成                            | 伊仙町経済課<br>園芸係<br>TEL:0997-86-3111 |
| 和泊町  | 繁殖雌牛導入貸付事業     | 町有牛33万円に17万円上乘せして、導入牛に対してのみ貸し付ける。                          | ・町有牛に準ずる<br>・貸付期間3年間                               | 17万円貸付                             | 和泊町経済課<br>TEL:0997-84-3518        |
|      | さとうきび病害虫防除対策事業 | さとうきび登録農薬に対する助成  | さとうきび生産者   | 1/5助成                              | 和泊町経済課<br>TEL:0997-84-3518        |
|      | さとうきび干ばつ対策事業   | 畑かん未整備地区へのトラックタンカーかん水                                      | さとうきび生産者   | 750円/回助成                           | 和泊町経済課<br>TEL:0997-84-3518        |
|      | 防風対策推進事業       | 防風垣苗の購入補助  | ・町内に住所を有し居住する者<br>・農産物ほ場周辺に植栽する防風垣苗                | 50円/本                              | 和泊町経済課<br>TEL:0997-84-3518        |
|      | 土づくり推進事業       | 土壌診断受診者に対し、土壌改良資材購入費の一部を助成する                               | ・町内に住所を有し土壌診断に基づき土壌改良資材を購入した者                      | 10アールあたり5,000円を限度とし、助成対象経費の1/3以内   | 和泊町経済課<br>TEL:0997-84-3518        |
| 知名町  | 畑地かんがい園芸産地確立事業 | 県標準型パイプハウス建設に係る資材費助成                                       | 本町に住所を有する農業者                                       | 6/10以内                             | 知名町農林課<br>TEL:0997-84-3164        |
|      | 肉用牛繁殖向上対策事業    | 分娩監視カメラ及び発情発見装置のいずれかの導入助成                                  | 10頭以上の繁殖雌牛を飼育している肉用牛生産農家                           | 1/2以内<br>(ただし上限200千円とする。)          | 知名町農林課<br>TEL:0997-84-3164        |
|      | 知名町6次産業化推進事業   | 町の資源や特性を活かした6次産業化推進事業に取り組む農林漁業者等に対する支援                     | 本町に住所を有し、6次産業化推進事業を行う者で、町税等を滞納していない者               | 補助率は対象経費(消費税除く)の3/4以内とし、上限を25万円とする | 知名町農林課<br>TEL:0997-84-3164        |

# 参入企業等が活用できる主な制度資金

令和6年1月時点

| 資金名及び融資機関   | 対象者   | 内容等  |
|---|---|--|
| <p>農業経営基盤強化資金<br/>(スーパーL資金)</p> <p>融資機関<br/>日本政策金融公庫及び公庫の業務委託先金融機関(農協, 銀行等)</p> | <p>○認定農業者</p>   | <p>【資金使途】<br/>○農業経営改善計画の達成に必要な次の資金<br/>ただし, 経営改善資金計画を作成し, 市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。<br/>・農地等: 取得・改良・造成<br/>・施設・機械: 農産物の処理加工施設, 店舗などの流通販売施設も対象<br/>・果樹・家畜等: 購入費, 新植・改植費用, 育成費<br/>・その他の経営費: 規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費, 人件費など</p> <p>【貸付限度額】 法人: 10億円(特認20億円[一定の場合30億円])</p> <p>【融資率】 100%</p> <p>【償還期限】 25年以内(うち据置期間10年以内)</p> |
| <p>経営体育成強化資金</p> <p>融資機関<br/>日本政策金融公庫及び公庫の業務委託先金融機関(農協, 銀行等)</p>                | <p>○農業を営む法人であって次の要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業経営開始後, 決算期を2期終えていないこと</li> <li>2. 5年以内に農業経営改善計画の認定を受ける計画を有していること</li> <li>3. 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議の認定を受けていること</li> </ol> <p>(農業参入法人という)</p> | <p>【資金使途】<br/>○経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金<br/>・農地等: 取得・改良・造成<br/>・施設・機械: 農産物の生産, 流通, 加工, 販売等に必要な施設・機械など<br/>・家畜・果樹等: 購入費, 新植・改植費用, 育成費<br/>・利用料の一括支払い: 農地の利用権を取得する場合における権利金などの一括支払い</p> <p>【貸付限度額】 負担額の80%, ただし, 農業参入法人の融資金額の上限は1.5億円</p> <p>【償還期限】 25年以内(うち据置期間3年以内)</p>   |

| 資金名及び融資機関                                      | 対象者   | 内容等  |
|--|---|--|
| 農業近代化資金<br><br>融資機関<br>農協, 農林中央金庫,<br>銀行等      | ○原則5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人で, 農業経営開始後, 決算を2期終えていないもの(農業参入法人という)<br>○農業を営む法人 | <b>【資金用途】</b><br>・農業経営用施設の取得・改良・復旧に要する資金<br>・果樹その他永年性植物の植栽・育成費用<br>・家畜の購入・育成費用<br>・事業費1,800万円以下の小規模な土地改良に要する経費<br>・農業経営の規模の拡大, 生産方式合理化, 農業従事の態様の改善等の農業経営改善に伴い要する資金<br><br><b>【貸付限度額】</b> 農業参入法人: 1.5億円<br>法人: 2億円<br><br><b>【融資率】</b> 80% (100%: 認定農業者等特例措置)<br><br><b>【償還期限】</b> 資金用途に応じ7~15年以内<br>(うち据置期間2~7年以内) |
| 農業経営改善促進資金<br>(スーパーS資金)<br><br>融資機関<br>農協, 銀行等 | ○認定農業者  | <b>【資金用途】</b><br>・肥料代, 種苗代, 家畜購入費, リース料, 機械の修繕費, 販売促進費等の農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金<br><br><b>【貸付限度額】</b> 法人2,000万円<br>(畜産・施設園芸は8,000万円)   |

- ※ 制度資金を利用する際は, 金融機関による審査に加え, 県や市町村等による資金計画の認定を受ける必要がある資金もあるので, 事前に市町村へ御相談してください。
- ※ 貸付利率, 貸付限度額, 償還期限等詳細は融資機関にお問い合わせください。



## 企業等の農業参入相談窓口

### 県庁の相談窓口

鹿児島県農政部 経営技術課 経営体育成係

所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号〔行政庁舎11階 北側〕

電話：099-286-3152

FAX：099-286-5593

Eメール：keieitai@pref.kagoshima.lg.jp（経営体育成係）

### 地域振興局・支庁（事務所）の相談窓口

| 名称         | 担当部署                          | 管轄市町村                           | 所在地                           | 電話番号         |
|------------|-------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|--------------|
| 鹿児島地域振興局   | 農政普及課                         | 鹿児島市<br>三島村，十島村                 | 〒892-8520<br>鹿児島市小川町3-56      | 099-805-7372 |
|            | 日置市駐在<br>普及担当                 | 日置市<br>いちき串木野市                  | 〒899-2501<br>日置市伊集院町下谷口1960-1 | 099-273-3113 |
| 南薩地域振興局    | 農政普及課                         | 枕崎市，南さつま市<br>南九州市               | 〒897-0031<br>南さつま市加世田東本町8-13  | 0993-52-1346 |
|            | 指宿市十二町駐在<br>普及担当              | 指宿市                             | 〒891-0403<br>指宿市十二町301        | 0993-22-6422 |
| 北薩地域振興局    | 農政普及課                         | 薩摩川内市                           | 〒895-8503<br>薩摩川内市神田町1-22     | 0996-25-5532 |
|            | 出水市駐在<br>普及担当                 | 阿久根市，出水市<br>長島町                 | 〒899-0202<br>出水市昭和町18-18      | 0996-63-3115 |
|            | さつま町駐在<br>普及担当                | さつま町                            | 〒895-1811<br>薩摩郡さつま町虎居704-2   | 0996-52-4514 |
| 始良・伊佐地域振興局 | 農政普及課                         | 霧島市，始良市<br>湧水町                  | 〒899-5212<br>始良市加治木町諏訪町12     | 0995-63-8215 |
|            | 伊佐市駐在<br>普及担当                 | 伊佐市                             | 〒895-2511<br>伊佐市大口里53-1       | 0995-23-5129 |
| 大隅地域振興局    | 農政普及課                         | 鹿屋市，垂水市<br>東串良町，錦江町<br>南大隅町，肝付町 | 〒893-0011<br>鹿屋市打馬二丁目16-6     | 0994-52-2142 |
|            | 曾於畑地かんがい<br>農業推進センター<br>農業普及課 | 曾於市，志布志市<br>大崎町                 | 〒899-8102<br>曾於市大隅町岩川5677     | 099-482-1120 |
| 熊毛支庁       | 農政普及課                         | 西之表市，中種子町<br>南種子町               | 〒891-3192<br>西之表市西之表7590      | 0997-22-0742 |
|            | 屋久島事務所<br>農林普及課               | 屋久島町                            | 〒891-4311<br>熊毛郡屋久島町安房650     | 0997-46-2236 |
| 大島支庁       | 農政普及課                         | 奄美市，大和村<br>宇検村，瀬戸内町<br>龍郷町，喜界町  | 〒894-8501<br>奄美市名瀬永田町17-3     | 0997-57-7450 |
|            | 徳之島事務所<br>農業普及課               | 徳之島町，天城町<br>伊仙町                 | 〒891-7101<br>大島郡徳之島町亀津7216    | 0997-82-0323 |
|            | 沖永良部事務所<br>農業普及課              | 和泊町，知名町<br>与論町                  | 〒891-9111<br>大島郡和泊町手々知名134-1  | 0997-92-0164 |

（令和6年3月改訂）